

## 漏水が発生した場合の減免制度について

### 減免の対象となる漏水

メーターから給水栓までの給水装置内及び受水タンク以下の装置において生じた不表現漏水又は準表現漏水。

※不表現漏水・・・床下・壁の中・蓋のある下水溝立ち上がり下等、客観的に発見が困難であると判断される漏水。

準表現漏水・・・当初不表現漏水だったが、悪化などにより発見が簡単にできるようになったと認められる漏水。

(例)

- ・地下埋設等の給水管による漏水。
- ・地下式の受水タンク以下による漏水。
- ・地下埋設等の特殊給水器具本体による漏水。
- ・その他地下埋設等のメーターから給水栓での漏水。
- ・火災等の災害による漏水。

### 減免の対象にならない漏水

- ①いの町の条例に違反して工事が行われたものによる漏水。
- ②給水装置を新設竣工後及び修繕工事の日から1年を経過しないものによる漏水。
- ③漏水の事実を知りながら修繕工事を怠ったとき。
- ④算出された水道料金の還付額が千円以下のとき。
- ⑤「いの町指定給水装置工事事業者」以外が行った修理。
- ⑥修理完了日から90日以上後に申請書が提出された場合。
- ⑦その他(下記のような例の事象による漏水)
  - ・蛇口の閉め忘れによる漏水。
  - ・給湯器、ソーラー設備による漏水。
  - ・トイレのボールタップ不良による漏水。
  - ・凍結による漏水。

上記の①～⑦の一つでも該当するものは減免の対象とはなりません。

※裏面に続く

## 減免の対象となる期間

該当漏水1回につき、過去に当該漏水が原因で増量となっていると推定される月で、計量水量が最高値となっている月(1か月)。

## 減免額の水量の算出基準

計量水量－推定使用水量(※)＝減免対象水量

※推定使用水量は、漏水修理完了後3か月の計量水量の平均値とする。ただし、特別な事情がある場合は、前回及び前々回、又は前年の同期の使用水量を考慮して決定する。(基本料金水量以下は8m<sup>3</sup>として計算する。)

上記で算出した減免対象水量に対し、下記のとおり減免額の水量を計算する。

- ①減免の対象である1か月の計量水量が、推定使用水量の1.5倍未満の場合  
減免対象水量×0.8＝減免額の水量
- ②減免の対象である1か月の計量水量が、推定使用水量の1.5倍以上の場合  
減免対象水量×0.9＝減免額の水量

いの町指定給水装置工事事業者による漏水修理完了後、水道料金等減免申請書を**修理完了日から90日以内**にいの町上下水道課(吾北総合支所の場合は建設課、本川総合支所の場合は産業建設課)へ提出してください。

令和 年 月 日

いの町長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

## 水道料金等減免申請書

下記の理由により水道料等を減免されたく申請します。

記

(1) ※以下 枠線内は修理業者記入欄

給水装置設置場所	いの町		
メーター番号		修理完了時 メーター指針	
修理完了日	令和 年 月 日		
漏水箇所	1.埋設部【地下・床下・壁体内部】※該当箇所を○で囲む		
	2.上記以外で発見し難い箇所【 】※具体的に記入		
修理内容	※修理内容・原因を具体的に記載	修理箇所(略図)※平面的に箇所が分かるように記載	
	(いの町指定給水装置工事事業者) 上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 証明者 住所 会社名 代表者 ⑩ 電話		

※減免申請ができる期間は、修理完了日から90日以内です。

※減免の対象は過去に当該漏水が原因で増量となっていると推定される月で、計量水量が最高値となっている月(1ヵ月)です。

※すでに水道料金の減免を受けたことがある場合は修理完了日から1年以内に再び漏水した場合、減免できません。

※記載内容の訂正は、訂正印を押してください。(修正テープ・修正液不可。)

※裏面は上下水道課・建設課・産業建設課が記入

(2) 減免額計算

						減免額(円)	減免方法	
減免対象		3カ月 平均(m <sup>3</sup> ) (B)	減免対象 水量(m <sup>3</sup> ) (A)-(B)=(C)	減免率(%) (D)	減免水量 (m <sup>3</sup> ) (C)×(D)		相 殺(円)	現金還付(円)
年月	使用量(m <sup>3</sup> ) (A)							
							月分より	(内消費税 )

(3) 処 理

調 定	伝 票	通 知

(4) 決 裁

決定者	課 長	課長補佐	係長	係